

農業経営基盤の強化の促進 に関する基本的な構想

平成 7年 3月策定

平成16年 2月変更

平成18年 8月変更

平成19年 5月変更

平成22年 6月変更

平成25年 3月変更

平成26年 9月変更

令和 5年 9月変更

上市町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1	農業経営基盤をめぐる現状	1
2	農業・農村振興の基本方針	1
3	農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向	3
4	育成すべき効率的かつ安定的な農業経営	4
5	担い手を補完する体制づくり	4
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	4
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1	農業経営の指標	5
2	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	11
第3	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施	12
1	新たに農業を営もうとする青年等の確保・育成	12
2	認定農業者等の経営体の育成	13
3	その他	14
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	14
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	15
1	利用権の設定等促進事業に関する事項	15
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	23
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	26
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	27
第6	その他	28

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 農業・農村をめぐる現状

当町は、県都富山市の以東 15km に位置しており、米作を中心とした農業と製造業を中心とする工業が見事に調和された田園工業都市である。まちのシンボルである北アルプスの霊峰「剣岳(2,999m)」は、日本百名山及び新日本百名山に選定されており、圧倒的な存在感を放っている。

また、北陸自動車道や国道8号、主要地方道富山上市線、富山立山魚津線、上市北馬場線並びに富山中部広域農道(スーパー農道)などの主要幹線道路網が東西南北に伸び、当町中心部から富山市街地までの距離は 15Km(車で 20 分)と近距離にあり、令和2年には上市スマートインターチェンジが開通し、企業や住宅団地の進出が進んでいる。

農業については、ほ場整備も積極的に進められるなど、豊富な水と整備された農地で良質米産地としての地位を築いており、米づくりに特化した営農形態のもとで近代化が図られており、経営耕地面積の9割以上を水田が占め、稲作が主力である。このような中で、産地づくりを目的とした大麦、大豆、ハトムギに加え、町の特産品さといもやししょうが、白ねぎ、たまねぎを始めとした野菜、ももやりんごなどの果樹が栽培され、6次産業化の取組といった動きも活発になってきている。また、農用地利用集積を通じた認定農業者の規模拡大、さらに地域ぐるみで生産調整を進める中で生産性の向上や集落機能の活性化などの成果を生み出している。

近年では、50 歳未満の若手農業者も増加傾向にあり、関係機関の支援のもと町で農業経営にチャレンジしている。令和4年度からはジャクヤク(令和5年度に町花のひとつとして選定)の薬用作物としての栽培・生産にも力を入れ、支援制度の創設や生産組合の設立など、産地化に向けて取り組んでいる。

一方で、

- ① 現在の認定農業者数は39経営体(6法人(うち養鶏1法人)、酪農1経営体、肉用牛2経営体を含む)、認定新規就農者は6経営体、一定の要件を備えた営農組織は7組織に至っているものの、これらの担い手の占める面積割合は約50%程度と依然として小さい。
- ② 第三者経営継承や非農家出身による新規就農者は増加傾向にあり、新たな担い手への農地の集積・集約化が進む一方で、高齢化や規模拡大ができないことを理由に経営改善計画を更新しない担い手が増加傾向にある。
- ③ 畜産や園芸作物との複合経営や生産調整を推進する中で、経営規模拡大の面で伸び悩んでいる。
- ④ 個々の農家が個別に農業用機械を購入する為、米の生産コストは高くなっている。

などの、問題点を抱えている。

2 農業・農村振興の基本方針

人口減少や就業者の高齢化の進行、ライフスタイルの変化による米消費量の減少、国際貿易の

新たなルールづくりの進展、SDGsを契機とした持続可能な取組みなど、農業をめぐる情勢が大きく変化するなかで、持続可能な「競争力の高い農業」と「豊かで美しい農村」を実現するため、当町の農業の経営基盤強化を図っていく必要がある。そこで、園芸作物の生産振興と人材確保、持続可能な農業・農村の推進、販売力強化・販路拡大を主要施策とした「富山県農業・農村振興計画」を基本として、次に掲げる振興施策を展開する。

(1) 消費者に求められる競争力ある農産物の生産

- ア 高温等の気象変動に対応した栽培技術の徹底により、高品質で良食味かつ安全・安心なアールスメールの生産振興に取り組み、多様なニーズに対応した品揃えの充実を図る。
- イ 水田農業の生産性・収益性の向上を図るため、主食用米の計画的生産とあわせて、需要の高い大麦・大豆や非主食用米、園芸作物等の生産拡大を進め、地域の創意工夫による農業経営の安定と成長産業化を進める。
- ウ 園芸作物の生産力強化を図るため、機械化体系が確立した品目を中心に生産拡大を推進し、消費者や実需者ニーズに応じた生産、生産者と加工業者等とのマッチングなどによる販路開拓など、生産から流通・販売までの一貫的なサポートを行う。また、園芸産地での新規就農者などの受入れ体制の整備などを推進し、園芸産地の担い手の育成・確保を図る。
- エ 畜産物の生産力強化を図るため、新たな担い手確保や地域と調和した経営を推進し、生産者が希望をもって、美味しい畜産物を消費者に提供できる、未来につながる畜産を目指す。
- オ SDGsに貢献し、生産性と持続性を両立するスマート農業技術の活用も含めた人と環境にやさしい農業を推進する。

(2) 農業経営の高度化・複合化と生産基盤づくり

- ア 収益性の高い農業の実現に向け、農地集積による規模拡大や経営の複合化などの経営発展に意欲的に取り組む、経営感覚に優れた農業経営者を育成する。
- イ 地域や産地が主体となって就農希望者を積極的に呼び込み、次代を担う青年農業者の育成・確保を図るとともに、担い手の農業経営資産を引き継ぐ円滑な経営継承を推進する。
- ウ 女性農業者が地域で持てる能力を最大限に発揮し活躍できる環境づくりや女性の力を活かした農産加工や直売などの取組みを進め、交流を通じた魅力ある農村づくりを行う。
- エ 農業者と福祉事業所との相互理解を深め、障害者等が農業分野で活躍する農福連携を推進する。
- オ 農地の大区画化・汎用化やスマート農業技術の導入を可能にする基盤整備を進め、次世代に引き継ぐ優良な農業生産基盤の確保を図る。

(3) 農産物のブランド力向上と販路の開拓・拡大

- ア マーケットインの視点から、付加価値の高い商品・サービスの開発や販売に取り組む生産者に対し、6次産業化や農商工連携等を通じた支援を行い、農業者の所得増大を図る。
- イ 町民への食の安全に関する情報提供の充実を促進するとともに、安全・安心な町産品の生

産・供給を進めるため、適正農業規範(GAP)の普及やHACCPに沿った衛生管理の導入、定着を図る。

ウ 「町民の健康で豊かなくらし」と「持続可能な食」を支える農業・農村への町民の理解を醸成するため、農業体験などの交流活動、学校給食を通じた町産・県産食材への理解促進など多様な主体による食育を推進する。

エ 事業者、消費者、関係団体、行政が連携した食品ロス削減運動の展開、家庭やフードチェーンにおける取組みや未利用食品の有効活用等による食品ロスの削減を推進する。

(4) 豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造

ア 農業・農村が持続的に発展し、豊かで美しい環境や多面的機能が維持、発揮されるよう、地域ぐるみによる農用地、農業用水、里山などの保全管理・活用を推進する。

イ 農林漁業体験などの充実などを通じた都市と農村の交流拡大による関係人口の拡大を目指し、地域資源の魅力を活かしたグリーン・ツーリズムなどを推進する。

ウ 中山間地域等の農業生産活動の継続や集落営農の維持・強化を図るとともに地域特性を踏まえた農業経営モデルの確立や新産地の育成、荒廃農地の解消など持続可能な土地利用を推進し、多様な人々との関わりも通じながら夢の持てる地域づくりを推進する。

エ 野生鳥獣による農作物被害防止に向けた総合的な取組みを推進する。

3 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向

このような現状と課題に対応し、県の基本方針に沿って、農業を今後とも当町の基幹的産業として振興していくためには、農業を職業として選択しうる魅力とやりがいのもてるものとする環境づくりが必要である。併せて、農業経営の目指す目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に展開していくことが重要である。

このため、認定農業者や集落営農組織などの経営体を効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手として位置づけ、これらの担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、令和 13 年において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の目標を明らかにし、その目標に向けて、農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体に対して、集落・地域での話し合いに基づき当町が作成する地域計画等に則した農用地の利用集積、経営管理の合理化や、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、当町農業の健全な発展を図る。

また、当面、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の確保・育成が困難とみられる地域においても、農地を継続的に利用する意向を持つ中小規模の経営体や副業的・自給的な農業に従事する者などの地域農業を支える多様な人材を含めた集落や地域での話し合いをもとに、アルプス農業協同組合、富山農林振興センター等の関係機関による地域農業の維持・発展を目的とした営農体制づくりを進める。

4 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営

当町において、目標とすべき農業経営体としては、常時従事者が他産業従事者と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人当たり2,000時間程度)の水準の達成を図りつつ、他産業従事者と遜色ない年間農業所得として、主たる従事者1人当たり、おおむね500万円程度(既に500万円程度の所得がある大規模主穀作経営体や園芸等の認定農業者でさらなる所得向上をめざす経営体は750万円程度)を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

なお、農業所得については、新たに農業を志す若者が魅力を感じられるよう、担い手の経営規模や段階的な経営発展に応じ目標金額を設定し、全産業の給与額平均の上位水準を目指す。

この目標を達成するため、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業等の活用による利用権の設定及び農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者等への農地集積や集約化を推進するとともに、地域及び営農の実態などに応じた集落営農組織などの生産組織の育成や、組織間の合併・広域連携、新規就農者を含めた周辺の担い手との連携による経営規模の拡大などにより、構成員の世代交代や雇用による労働力の確保を促進する。

また、主穀作に園芸作物等を取り入れた経営の複合化や、園芸、畜産経営での高収益作物等の導入やICT技術の活用などを推進し、農業所得の向上と経営の体質強化を図る。

5 担い手を補完する体制づくり

効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、農作業受託組織の育成、農業支援サービスの活用、農福連携の推進を図る。また、多様な人材を確保するため、農業体験機会の提供や就農支援情報を発信するほか、兼業農家などの子弟に対して農地等の承継・活用に関する理解を深める機会を提供するなど地域農業に対する関心を高める取組みを行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

当町の新規就農者は過去5年間で7人であり、第三者経営継承や非農家出身者による就農など増加傾向にある。しかし、第2種兼業農家の増加と就農者の高齢化が進む状況は今後さらに進むと思われ、引き続き地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、当町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図る。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという目標や、富山県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営

を営もうとする青年等の育成・確保目標 120 人以上を踏まえ、当町においては年間1人以上の該当青年等の確保を目標とする。なお、中高年齢者について、他産業従事経験等を活かし多様な形で農業に関わる者についても、積極的に支援の対象とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

当町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者 1 人あたり 2,000 時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(4に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得 250 万円程度)を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、当町における主要な営農類型については次のとおりとする。

1 農業経営の指標

[認定農業者:家族経営]

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作	<作付面積等>	<主な機械装備>
水稲+大麦+大豆	水稲 14.6ha	農作業舎(150 m ²) 1棟
	大麦 8.4ha	トラクター(40ps 級) 1台
<労働力>	大豆 8.4ha	コンバイン(5条グレン) 1台
家族 1.5 人		田植機(6条施肥機付き) 1台
臨時 147 人日	<経営面積>	乗用管理機(液剤散布付き) 1台
	23.0ha	トラック(2t) 1台
		育苗ハウス(50 坪) 4棟
		乾燥機(50 石汎用) 2台
		糶摺機(5インチ) 1台
		フォークリフト(2t) 1台
		大豆コンバイン(2条) 1台
		他

<p>主穀作 水稻単作 (加工用米対応)</p> <p><労働力> 家族 1.5 人 臨時 144 人日</p>	<p><作付面積等> 水稻 24.0ha</p> <p><経営面積> 24.0ha</p>	<p><主な機械装備></p> <p>農作業舎(150 m²) 1棟 トラクター(60ps 級) 1台 コンバイン(5条グレン) 1台 田植機(8条施肥機付き) 1台 乗用管理機(液剤散布機付き) 1台 トラック(2t) 1台 軽トラック 1台 育苗ハウス(50 坪) 4棟 乾燥機(50 石汎用) 2台 糶摺機(5インチ) 1台 フォークリフト(2t) 1台 他</p>
<p>主穀作 水稻単作 (飼料用米対応)</p> <p><労働力> 家族 1.5 人 臨時 146 人日</p>	<p><作付面積等> 水稻 25.0ha</p> <p><経営面積> 25.0ha</p>	<p><主な機械装備></p> <p>農作業舎(150 m²) 1棟 トラクター(60ps 級) 1台 コンバイン(5条グレン) 1台 田植機(8条施肥機付き) 1台 乗用管理機(液剤散布機付き) 1台 トラック(2t) 1台 軽トラック 1台 育苗ハウス(60 坪) 4棟 乾燥機(50 石汎用) 2台 糶摺機(5インチ) 1台 フォークリフト(2t) 1台 他</p>
<p>畜産 酪農</p> <p><労働力> 家族 1.6 人 臨時 99 人日</p>	<p><作付面積等> 酪農 50 頭</p> <p><経営面積> 8.9ha</p> <p><うち期間借地> 7.4ha</p>	<p><主な機械装備></p> <p>畜舎(木造 600 m²) 1棟 堆肥舎(木造 400 m²) 1棟 コンプリートフィーダー(10 m²) 1式 バルククーラー(2,000ℓ) 1台 パイプラインミルクカー(50 ストール4unit) 1式 自動給餌車(6ps、700 kg) 1台</p>

		ショベルローダー(50ps) 1台 バーンクリーナー(50 頭用) 1台 ダンプトラック(2t) 1台 ①トラクター(85ps、4WD、50ps)、②マニアスプレッダー(40ps、3.3t)、③モアコンディショナー(70ps、250 cm)、④カッティングロールベラー(50ps、150 cm)、⑤細断型ロールベラー(50pa)、⑥ベールラッパー(50ps)、以上各1台(1/3 ※1) 成牛 50 頭 他
畜産 肉用牛(一貫) <労働力> 家族 1.5 人 臨時 143 人日	<作付面積等> 肉専用種肥育 54 頭 育成 39 頭 繁殖雌牛(経産牛) 50 頭 未經産牛 10 頭 <経営面積> 26.7ha <うち期間借地> 17.6ha	<主な機械装備> 畜舎(肥育・鉄骨 380 m ²) 畜舎(繁殖・木造 600 m ²) 堆肥舎(木造 460 m ²) 飼料タンク(3t) 自動給餌器(460ℓ+240ℓ) 牛衡器 パソコン フロントローダー(50ps) トラック(4t) ①トラクター(50ps)、②マニアスプレッダー(自走、20ps、1t)、③モアコンディショナー(50ps、185 cm)、④テッダーレーキ(50ps、550 cm)、⑤カッティングロールベラー(50ps、500 cm)、⑥ベールラッパー(50ps)、以上各1台(1/5 ※2) 繁殖牛 50 頭 放牧用牧柵5式 他

※1 3経営体で共同利用できるだけの機械装備のため、実際の作業に必要な分として、1/3 と記載している。

※2 5経営体で共同利用できるだけの機械装備のため、実際の作業に必要な分として、1/5 と記載している。

[認定農業者:法人経営]

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稻+大麦+大豆 (1戸法人) <労働力> 代表1人 役員1人 臨時 226 人日	<作付面積等> 水稻 19.1ha 大麦 10.9ha 大豆 10.9ha <経営面積> 30.0ha	<主な機械装備> 農作業舎(150 m ²) 1棟 トラクター(60ps 級) 1台 コンバイン(5条グレン) 1台 田植機(6条施肥機付き) 1台 乗用管理機(液剤散布付き) 1台 トラック(2t) 1台 軽トラック 1式 育苗ハウス(50 坪) 3棟 乾燥機(50 石汎用) 2台 糶摺機(4インチ) 1台 フォークリフト(2t) 1台 大豆コンバイン(2条) 1台 他
主穀作+園芸作 水稻+大麦+大豆+ さといも (1戸法人) <労働力> 代表1人 役員1人 臨時 326 人日	<作付面積等> 水稻 19.1ha 大麦 9.1ha 大豆 9.1ha さといも 1.8ha <経営面積> 30.0ha	<主な機械装備> 農作業舎(150 m ²) 1棟 トラクター(50ps 級) 1台 トラクター(20ps 級) 1台 コンバイン(5条グレン) 1台 田植機(6条施肥機付き) 1台 乗用管理機(液剤散布機付き) 1台 トラック(2t) 1台 軽トラック 1台 育苗ハウス(50 坪) 3棟 乾燥機(50 石汎用) 2台 糶摺機(4インチ) 1台 フォークリフト(2t) 1台

		大豆コンバイン(2条) 1台 種いもプランター 1台 動力噴霧機 1台 他
主穀作+園芸作 水稻+大麦+たまねぎ (1戸法人) <労働力> 代表1人 役員1人 臨時 315 人日	<作付面積等> 水稻 19.1ha 大麦 9.1ha たまねぎ 1.0ha <経営面積> 29.2ha	<主な機械装備> 農作業舎(150 m ²) 1棟 トラクター(50ps 級) 1台 トラクター(20ps 級) 1台 コンバイン(5条グレン) 1台 田植機(6条施肥機付き) 1台 乗用管理機(液剤散布機付き) 1台 トラック(2t) 1台 軽トラック 1台 育苗ハウス(50 坪) 3棟 乾燥機(50 石汎用) 2台 糶摺機(4インチ) 1台 フォークリフト(2t) 1台 畝立て機 1台 乗用移植機 1台 根切機 1台 収穫機 1台 他
畜産 採卵鶏 (1戸法人) <労働力> 代表1人 役員 2.5 人 常時2人 臨時 1,000 人日	<作付面積等> 採卵鶏 15 千羽	<主な機械装備> 成鶏舎(1,600 m ²) 1棟 集卵機 1式 井戸 1式 電気設備(キュービクル等) 1式 高圧洗浄機 1式 フォークリフト 1台 鶏糞処理施設(堆肥舎等) 1棟 ショベルローダー 1台 堆肥運搬車(2t) 1台 鶏卵処理施設(GPセンター等) 1棟

		洗卵選別包装装置	1式
		管理舎(事務所)	1棟
		他	

第1の5に示したような目標を経営開始から5年後に達成するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、当町における主要な営農類型については次のとおりとする。

[認定新規就農者:家族経営]

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稲+大麦+大豆 <労働力> 常時1人 臨時90人日	<作付面積等> 水稲 9.5ha 大麦 5.5ha 大豆 5.5ha <経営面積> 15.0ha	<主な機械装備> 農作業舎(150 m ²) 1棟 育苗ハウス(60坪) 2棟 トラクター(30ps級) 1台 コンバイン(4条) 1台 田植機(6条側条) 1台 乾燥機(大豆兼用) 1台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(2条) 1台 他 <その他> ・親元で就農し自家で所有する機械・施設を活用する。 ・第三者経営継承で就農し継承元で所有する機械・施設を活用する。
園芸作 ねぎ <労働力> 常時2人 臨時8人日	<作付面積等> ねぎ 1.0ha <経営面積> 1.0ha	<主な機械装備> 育苗ハウス(35坪) 1棟 トラクター(30ps級) 1台 小型乗用管理機 1台 調製機類 1式 他 <その他> ・地域内の遊休機械類等を活用する。 ・収穫作業は雇用労力を活用する。 ・就農する際には国・県等の補助事業を活用して機械・施設を導入する。

園芸作 さといも	<作付面積等> さといも 0.8ha	<主な機械装備> トラクター(30ps 級) 1台 植付機 1台 掘取機 1台 動力噴霧機 1台 他
	<労働力> 常時1人 臨時 26 人日	<経営面積> 0.8ha <その他> ・選果はアルプス農業協同組合の共同選果場を利用 ・収穫作業は雇用労力を活用する。 ・就農する際には国・県等の補助事業を活用して機械・施設を導入する。

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型		経営管理の方法	農業従事の態様
認定農業 者	家族経営	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画に基づく経営計画の確実な実施 ・複式簿記記帳による経営管理の実証 ・経営管理研修への積極的な参加 ・青色申告の実施 ・集落内の土地利用調整を基本とした借地による経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
	法人経営	<ul style="list-style-type: none"> ・経営理念や目標に基づく農業経営改善計画の作成と、複式簿記による財務管理の実施 ・高度な経営者能力による経営外部からの資源調達と確実な経営計画の実施 ・労務管理の充実と雇用労働の確保 ・地域からの信頼に基づく農地の連担化・集団化と経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制、休日制の導入 ・社会保険への加入による従事者の福利厚生の実施 ・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 ・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化

集落営農組織	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による財務管理 ・リーダーを中心に法人化に向けた組織運営管理 ・経営管理研修への積極的な参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・専従者を中心とした作業従事体系の確立 ・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等に備え、適切なセーフティーネットの加入や農業版BCP(事業継続計画書)を作成 	

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施

1 新たに農業を営もうとする青年等の確保・育成

第1の6に示す新たに農業を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組みを進める。

(1) 新たに農業を営もうとする青年等の増加に向けた取組み

ア 就農意欲の醸成に向けた取組み

就農希望者に対し、当町の農業の魅力を積極的に伝えていくため、ホームページ等で若者に向けて情報発信を行う。また、アルプス農業協同組合管内の市町村担い手育成総合支援協議会共催で就農マッチングバスツアー等を実施し、新規就農者や農業法人等と交流することにより、就農希望者の就農意欲の醸成を図る。

イ 就農希望者に対する情報提供

就農希望者に対し、「とやま就農ナビ」を通じた就農情報の提供をはじめ、就農相談、農業法人等の雇用就農先の紹介、農業体験、就農準備研修等による支援を行うほか、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供やマッチングを行う。

ウ 技術習得のための支援

就農希望者が当町の気候・地質などの営農条件に即した農業の基礎的知識や実践的技術を体系的に習得するためのカレッジにおける通年研修や、先進農家等での実践的な研修支援を行うこと等により、栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。

エ 関係機関の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談を上市町担い手育成総合支援協議会が窓口となり富山県農業経営・就農支援センターと連携して行い、技術や経営ノウハウの習得についてはとやま農業未来カレッジや先進農家、青年等就農計画の作成支援や就農後のフォローアップについては富山農林振興センターや町、アルプス農業協同組合、先進農家等、農地の確保については町農業委員会

や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

オ その他の取組み

小中高の各段階の児童・生徒が農業に興味・関心を持てるよう、教育機関、県、町、農協等の関係機関と連携し、農業体験学習や副読本の配布、先進農家での体験研修などの就農啓発活動を実施する。また、農業高校生の就農を促すため、先進農家での農業研修や青年農業者との交流、スマート農業普及センターでの研修など農業者や関係機関・団体等と連携して実施する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組み

当町が策定する地域計画に地域の中心的な経営体として位置づけられるよう支援するとともに、就農準備資金や経営開始資金、青年等就農資金、就農に際しての農業機械・施設等の整備に対する助成等の支援制度の積極的な活用、青年等就農計画の確実な実行のための富山農林振興センター等関係機関による巡回指導や情報提供、アルプス青年農業者立志会への参加誘導による交流機会の提供等により、農業への定着と安定的な経営体への発展を促進する。

(3) 新たに農業を営もうとする青年等の経営発展に向けた取組み

ア 青年等就農計画制度の普及

当町は、新たに農業を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

イ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画への誘導

青年等就農計画の認定を受けた者(認定新規就農者)については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、町、町農業委員会、富山農林振興センター、アルプス農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術や経営等のフォローアップを行うなど重点的に指導等を行う。さらに当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

2 認定農業者等の経営体の育成

第1の4に示す育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を達成するため、次の取組を進める。

(1) 認定農業者制度を地域農業の現場に一層普及させ、個別経営や法人経営の経営改善及び農業経営改善計画のフォローアップを推進するため、総合的な窓口として上市町担い手育成総合支援協議会を設置する。

(2) 町担い手育成総合支援協議会は富山県担い手育成総合支援協議会と連携して、認定農業者等育成すべき担い手の確保や、富山県農業経営サポートセンターを活用した相談活動への支援、経営改善のための情報収集・提供活動、農地所有適格法人の育成・運営指導等を行う活動を推進する。

(3) 町担い手育成総合支援協議会は、経営支援を行うに当たっての基礎となる相談活動を行い、関係機関へ相談者等に関する情報の提供及び支援要請を適時適切に行うことにより、農業経営改善計画の作成支援、研修の企画等を実施する。なお、農業経営改善計画の期間が終了する農業者に対しては、新たな計画の作成支援・指導を促進する。

(4) 女性農業者や農業後継者が家族経営において実質的に共同経営者としての役割を担っている経営については、農業経営改善計画の共同申請により、共同経営者としての地位・責任の明確化や経営者としての自覚、経営に対する意識の向上を図り、それらを通じた経営改善への取り組みを促進する。

3 その他

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するため必要な事業については、地域の特性をふまえて重点的、効果的な実施を図る。資本装備等に対する支援については、担い手の発展段階に応じて積極的に講じ、認定農業者等の経営の確立を支援する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積等に関する目標は次のとおりである。

項目	内容	数値目標
農用地の利用集積及び面的集積	認定農業者や集落営農組織など効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体である担い手が農用地の利用に占めるシェアの目標	80%程度
	農用地の面的集積については、農地中間管理事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体に対する利用集積における面的集積の割合を高めることを目標とする	
地域の担い手（認定農業者等）の確保育成	優れた技術力や経営者マインドを有し、経営体質の強い経営を目指し自主的な取り組みを進める農業経営体を地域の担い手（認定農業者等）として育成する数の目標	45 経営体
法人経営体の育成	将来にわたり継続的かつ安定的に農業経営を営むため、農地の利用や経営資本等の権利主体となり得る法人経営体として育成する数の目標	15 経営体

当町においては、農業従事者の高齢化に伴い担い手不足が懸念されることから、意欲ある農業者について農業経営改善計画の認定を行うことで当町の担い手としての位置づけを行い、町農業委員会やアルプス農業協同組合等の関係機関・関係団体との連携の下、農用地の貸し手にかかる情報の提供を行うとともに、農地中間管理事業を活用した農用地の面的集積を実施することで、効率的かつ安定的な農業経営の実現を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手を育成し、第4で示す目標を達成するため、

- ① 地域における話し合いにより地域計画を作成し、個別経営、法人経営、生産組織等の育成すべき担い手を明確化すること
 - ② これらの担い手への農地・農作業の集積を進める等の規模拡大や経営体質の強化をその発展段階に応じて促進すること
 - ③ これらの担い手を支える基幹的な農業従事者や新規就農者など、人材の確保・育成を図ること
- などを重点的に進める必要がある。

このため、当町は、町農業委員会、富山農林振興センター、アルプス農業協同組合、町農業者協議会等で構成する上市町担い手育成総合支援協議会を設置すること等により、相互に十分な連携を図り、農業経営基盤の強化を推進するための事業等の着実な実施を図るとともに、富山県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

当町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 農作業受託を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事業

1 利用権の設定等促進事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準、その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

① 地域計画推進事業

当町は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下「地域計画」という。)を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

② 協議の場の設置方法

ア 協議の場の開催時期、参加者、相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、農業者、町、農業委員、農業協同組合、農地中間管

理機構、土地改良区、県、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整し、広く周知します。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を町産業課に設置する。

イ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア)の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ)の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

③ 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域をもとに、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

④ その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

当町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

(2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による利用権の設定を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く)又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者が農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）までに掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、同法第11条の31第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年度法律第101号）第4条の規定により指定された農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合連合会等は除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動

への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等、その役割分担について農用地利用集積計画に記載するとともに、確約書を町に提出すること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業を行うと認められること。なお、「業務を執行する役員」とは、会社法(平成17年法律第86号)上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等役職者であつて、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいい、その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を町へ提出すること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようにするものとし、農地所有適格法人の経営が農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(3) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、貸借の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(4) 開発を伴う場合の措置

- ① 町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「令」という。)第3条第2号の地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基

本要綱」(平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 当町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可しうるものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。

(5) 農用地利用集積計画の策定期間

① 当町は、(6)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 当町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画の定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(6) 要請及び申出

① 町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 当町の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ 当町の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地中間管理機構がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、利用権設定等促進事業の活用が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(5)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(7) 農用地利用集積計画の作成

- ① 当町は、(6)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 当町は、(6)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地中間管理機構からの申し出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、町は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 当町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定を受けようとする者((2)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

(8) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等(その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。)である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、番地、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払い方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持

分の付与を含む。)の方法、その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合連合会等は除く。)である場合には、次に掲げる事項

ア その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ 次に掲げる事項が記載された報告書に参考資料(法人である場合には定款の写しを含む)を添付して町長に提出する旨

(ア) ①に規定する者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

(イ) ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

(ウ) (イ)の農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

(エ) ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響

(オ) 地域の農業における他の農業者との役割分担

(カ) ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況

(キ) その他参考となるべき事項

ウ その者が賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(9) 同意

当町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(8)の②に規定する土地ごとに(8)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる

(10) 公告

当町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(6)の①の規定による

農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(8)の①から⑦までに掲げる事項を当町の掲示板への掲示により公告する。

(11) 公告の効果

当町が(10)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(12) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(13) 紛争の処理

当町は、利用権の設定等事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、貸借又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 当町は、(10)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(2)の④に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告できるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

② 当町は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (10)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(2)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

③ 当町は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を町の広報に掲載することその他所定の手段により、その旨を公告するものとする。

④ ③の規定による取消しがあったときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会は、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図り、農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

当町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を推進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外できるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営強化基盤促進法の基本要綱(平成 24 年5月 31 日付 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知)参考様式第6-1号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。
- ② 当町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第3項の認定をするものとする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 当町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を当町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 農地所有適格法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有、利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「農地所有適格法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農地所有適格法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和 55 年政令第 219 号)第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該農地所有適格法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 農地所有適格法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 農地所有適格法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 農地所有適格法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等、及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 当町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をするものとする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、農地所有適格法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等、若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた農地所有適格法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた農地所有適格法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度が、その周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 当町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 当町は、(5)の①に規定する団体、又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の

実施に関し、指導、助言を求めてきたときは、上市町担い手育成総合支援協議会等との連携を図りつつ、総合的かつ重点的な支援・協力が行われるように努める。

- ③ 当町は、特定農業団体の育成にあたっては、認定農業者等の担い手と特定農業団体との間で農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないよう地域における話し合い活動の中で十分な調整が行われるよう関係者を指導する。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

当町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は担い手の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、町及び農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業サービス事業者等による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

当町は、1から3までに掲げた事項の推進に当たって、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営の条件整備を図る。

イ 農村の活性化を図り、農村の健全的な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 水田農業経営確立対策への積極的な取り組みによって、生産性の高い水田営農の確立を図るとともに、地域の自主性を基礎に地域間調整を積極的に活用し、水稻や産地づくりに資する農産物生産の効率的な営農展開に努める。

エ 農業集落排水事業・農村総合整備事業等により、定住条件の整備を図り、農村環境の改善に努める。

オ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

① 当町は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益社団法人富山県農林水産公社との連携の下に、町内での事業の実施の促進を図る。

② 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再分配機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をおこなうものとする。

(3) 推進対策等

① 事業推進体制等

当町は、町農業委員会、富山農林振興センター、アルプス農業協同組合、土地改良区その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、上市町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 16 年2月 27 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 18 年8月 21 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 19 年5月 31 日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成 22 年6月 11 日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成 25 年3月 26 日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成 26 年9月 30 日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和5年9月 30 日から施行する。

別紙1(第5の1(2)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等を受ける土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を混牧林地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合

…耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2(第4の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年または6年(農地中間管理機構を活用する場合は5年以上(機構集積協力金による支援を受けける場合は、その要件を満たす期間とする。)、農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、農地法の一部を改正する法律の施行について(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額、その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき町が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。	I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の③に同じ。この場合において、I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額な対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに、所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに、対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>